

# 議会改革特別委員会

日 時	令和3年8月23日（月） 閉会中	10時13分 開会 11時30分 閉会
場 所	相良庁舎4階 大会議室	
出席議員	（委員長）15番 大井俊彦 （副委員長）5番 平口朋彦	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	6番 藤野 守 8番 植田博巳
	9番 村田博英	10番 良知義廣 11番 澤田隆弘
	12番 鈴木千津子	13番 太田佳晴 14番 大石和央
	16番 中野康子	
欠席議員		
傍 聴		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 森田さおり 書記 本杉周平	
説明員		

署名 \_\_\_\_\_ 議会改革特別委員長

## 開会の宣告

### ○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ご苦労さまです。予定の時間より少し早いですがけれども、おそろいのようなので始めていききたいと思います。

議会改革特別委員会全体会ですがけれども、去る6月25日に全体会を開きまして、A、B、C、それぞれ各班から作業内容についてのご報告をいただきました。

A班については、その時点で終結をいたしました。

本日は、B班とC班について、協議内容等について、ご協議をいただくということで進めていきたいと思ひます。

そして、今日のご協議を踏まえまして、議運のほうへ諮らせていただいて、その後、特別委員会に戻していただいて、今後の作業を進めていくという方向性でいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

## 2 協議事項 (1) 各グループの協議内容について

### ○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは早速、B班のほうからよろしくお願ひいたします。

### ○（平口朋彦君）

まず、今までにB班が協議をしてきた、取り組んできたものは、前回、ご説明をして、今回も同様の資料を本日のフォルダの中に入れておいていただいております。その中で、皆さん、事前に目を通していただいて、気になるところ等も上げていただいているとは思ひますが、それをまず、ちょっと後にさせていただきます、Bの資料1-2、ページで言いますとページ10まで飛んでいただければと思ひます。

A4の横1枚で、①から⑥まで協議内容があります。皆さんからのご指摘のやつは、この後でお聞きしますので、まずはこちらについて、説明をさせていただきます。

資料1-2の協議内容①から⑥は、Bグループで一つ一つ検討していった結果、これはグループ単位ではなくて、全体会で広く意見をお聞きした上で決したほうが良いというふうな形で、全体会への宿題という形で上げさせていただいているものです。一つずつ、もう一度説明をいたしますので、ご意見等をいただいて、今回どうするか、一つずつ決めたいと思ひます。

まず、①委員長報告について。こちらは、これまでも説明をしておりますが、委員長が議会の最終日に委員長報告をする際に、全員賛成と言いつつ委員長が反対討論をされたというケースがありました。傍聴者もしくは市民の皆さんに非常に分かりにくいのではないかとということで、委員長においては、反対討論をする場合、委員会において、委員長職から一旦離れて、その場で討

論・表決をしたほうが市民の皆さんに分かりやすいのではないかとということで、そのことを申合せ事項のところでも明文化しようということです。

その原案については、今までもお示しをしてありますが、10ページから1枚めくってもらって9ページに、1個前に戻ってほしいんですけども、原案としては、委員長が本会議において反対の立場から討論に参加しようとする場合、付託議案審査時にあらかじめ討論・表決するという文章を申合せ事項に追加したいと思います。

まずは①委員長報告について、皆さんからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

太田委員。

○（太田佳晴君）

分かりやすさからいったら、当然、こういったことでしっかり自分の意志というものを委員長が示すべきだと思います。ただ問題は、例えば、付託議案審査の委員会から本会議のこの間において大きな変化が起こった場合、それは委員長だけではなく、ほかの委員もやはり本会議では全く別の議会としての意思を示さなければならないということも、あり得ないことではないと思うんです。だから、本来は、私もこのくらい委員長はしっかりその理由を明確にするべきだと思うんですけども、明文化するということがどうかなというのは少し問題を感じるんですけども。

○（平口朋彦君）

ありがとうございました。恐らくそういったご意見もあるかと思います。

本来であれば、審査時に委員会としての審査はそこで終わって決めていますので、そこが本会議に行って、また結果が変わってくるというのはちょっとイレギュラーかなとは思いますが、あり得ないことではないと思います。そういう場合は、非常にイレギュラーなものとして、それはそれで適時、臨機応変に対応するというのが望ましいのかなと考えます。

そのことを明文化すると、ちょっとややこしくなってくるので、今の太田委員のご意見は非常にあり得るケースとして、しんしゃくしないといけないのかなと思いますけれども、そこまでを明文化するか、もしくは今回これを全部なくすかというところになってしまふのかなとは思いますが、

太田委員。

○（太田佳晴君）

やはり、ここに掲げられているくらい、委員長はしっかり自分の意志は明確にするべきだと思います。ただ、私が先ほど言ったような問題が、もし議会としても多様性を認めるならば、例えば、この文面を「する」という表現じゃなくて、「するのを基本とする」というような、そんな表現に、もしなれば、それは一つの方法だと思うんですけども。

○（平口朋彦君）

なるほど。ありがとうございます。

今、太田委員から案として、基本とするという言葉を入れてはどうかと。基本とするという言

葉を入れると柔軟性、弾力性が出てくると思います。非常にいい案だと思います。

したがいまして、先ほどの話で、あらかじめ討論・表決をすることを基本とするという形でいかがでしょうか。再度、皆さんにお諮りをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

### ○（平口朋彦君）

では、こちらの①については、今の太田委員からのご助言も含めて、明文化するような形でしたいと思います。

続きまして、②意見書の提出議員数についてをご協議いただければと思います。

これも1枚戻っていただきまして、事務局からの提案、ご指摘でした。意見書を提出の人数要件が今は4分の3と厳しくなっております。これを3分の2にしてはどうかということで、事務局からの提案がありました。4分の3という要件というのは、首長を辞めさせるとき、そういうときぐらい非常に厳しい人数要件になります。

また、ちょっとBグループで協議しているときには、出なかった話で恐縮なんですけれども、意見書を提出するかしないかということ、委員会で決めるときは2分の1以上で決まっちゃうんですよね。ただ、意見書を提出することは決まっても、その意見書の実際の内容を決めるときは4分の3という厳しいものになってしまっていて、そこに、そごが発生してしまう。意見書を提出することは決めたのに、意見書は、いつまでたっても4分の3の同意がないと内容が決まらないということがあるので、この人数要件はちょっと考えたほうがいいんじゃないかなということなんですけれども、皆さん、ご意見をいただければと思います。

例えば、具体例を申しますと、総務建設委員会で付託されたもので、つい最近、リニアについて有識者会議の内容を開示するような意見書を市から提出してほしいという陳情がありまして、その陳情について協議をしました。それについては、僅差で提出しないというふうに総務建設委員会では、一旦、継続審査にしてから決まったんですけれども、それだって、2分の1を採れないから委員会では提出しないと決まりました。これが2分の1を僅差で通過しても、この15人全員で諮ったときには4分の3が必要になってくるんですよね。確実に委員会で提出することが決まっても、4分の3だと確実に意見書が決しないということが、そのときに想定されたんです。そういうことを踏まえると2分の1で意見書は提出するという議決はするのに、意見書の内容は4分の3ということが非常にまずいのかなと思います。

### ○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

意見書を提出する可否を過半数で決めて、それを、なるべくスムーズに提出できるようにするためにも、4分の3から3分の2に変更するということについては賛成です。

### ○（平口朋彦君）

ほかにご意見。

事務局で今のところで補足できるところがあれば補足してもらっていいですか。

事務局係長。

### ○事務局係長（大塚康裕君）

3分の2という理由がちょっと分からないんですが、3分の2というのはどういった理由かというのと、請願で、例えば過半数で委員会で決して、本会議でも過半数で意見書を提出することを請願で決めますよね。その場合でも、結局、この4分の3条項がある限りは、4分の3がないと意見書は出せないというふうになりますので、本会議の結果と意見書が出せないという矛盾が生じるんじゃないかということが少し疑問かなと。

ただその要件が3分の2がいいのかどうかというのは、ちょっと事務局の誰が言ったのかは分かりませんが、その辺は疑問といいますか、それも結局、同じことだと思うんですけども。整合性が図られないんじゃないかということで、ちょっとお話をさせていただきました。

### ○（平口朋彦君）

ありがとうございます。これは議会改革特別委員会が立ち上がったときに、昨年度、とある事務局の方からご指摘があって、せめて3分の2にしないとという話なんですけど、今のお話だと3分の2でも、ちょっとまずいんじゃないかというご指摘もあります。

いかがでしょうか。協議していただきたい理由は、ご理解いただいたのかなとは思いますが。

ちょっとこれに関しては、振っちゃって申し訳ないんですけども、期の多い方でBグループで、お二人にはお聞きしているんで、申し訳ないんですけども太田委員、ちょっとご意見いただければと思います。

### ○（太田佳晴君）

4分の3となったのは何かと、今、大石委員と確認したんですけども、覚えていないんですけど、何かがあって4分の3というのを取り入れたような記憶があるんです。それが何か分からないんですけども。ただ、そのときのためだけに、その4分の3が生きちゃっているとすると、こうしてやっぱり、しっかり、また整合性が取れるようにしなければならないと思うんですけども、なかなか3分の2か4分の3というのは、今は難しいと思います。

ただ、先ほど係長が言われたような、そういう議会内の議決の矛盾というのを抱えるというのは、それは改めないといけないものですから、ちょっと今どっちかというのは私も言えない状態です。

### ○（平口朋彦君）

ありがとうございます。

私がこれまた、先代か先々代ぐらいの事務局の方にお聞きしたときは、やはり市議会全体で地方自治法の条文に則した形で意見書を出すのだから、できるだけ市議会の総意に近いほうがいいんじゃないかということで4分の3になったようだという話は聞いたことがあります。半分で果たして市議会の総意かって。市議会名で出す以上、市議会の総意に近い形にするために4分の3というふうにしたんじゃないかというふうには聞いたことがあります。

ただ、今の整合性のことを図ると、2分の1にしておかないと整合性が取れないというところ

があるのかなと思います。

いかがでしょうか。2分の1で今想定される問題ってありますか。

現事務局長はどのように考えますか。

**○事務局長（原口 亨君）**

先ほどから言われている4分の3とか3分の2ということの根拠がないとするならば、委員会で過半数で決したものを本会議とか全協で出したときに、あえてそこを4分の3、その根拠としては、先ほど言われたように、総意として多いほうがいいんじゃないかという、ただの根拠かなと思うので、そこは整合性としては委員会から次に移ったときに合わせたほうがいいのかとは思いますが。

**○（平口朋彦君）**

事務局としての見解は、やはり整合性を取ったほうがいいのかということですか。

ちょっと4分の3から2分の1というのも、すごい激しい変化ではあるんですけども、2分の1にするということによろしいでしょうか。

また、申合せ事項なので、不断の見直しをかけるというのは申合せ事項以外でも、議会基本条例も不断の見直しをかけるものですので、今回、2分の1に一旦して、これで何らか問題が出るのかどうかということも検証する機会にはなるのかなとは思いますが。

いかがでしょうか。

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

なかなか議決と一緒にするというのが、どうもいま一つしっくりこないんですけども。というのは、議決にも特別議決と普通の議決とあるように、これもやはり少しそんなものを感じるので、確かに議会の総意というのは基本的には過半数でいろんなものを本会議では進むんですけども、意見書というのは、また違うような意味合いがあるのかなと思うので、一緒にしちゃうというのはちょっとどうかなって、今。なかなか皆さん、その結論というのは、明確な答えが出なくて、ご意見も出ないのかなって思うんですけど。

**○（平口朋彦君）**

大石委員。

**○（大石和央君）**

先ほど、副委員長が言われたように、そもそも4分の3というのが議会の総意という意味で、なるべく一致したいというところで4分の3というふうになったと、そういう経緯は分かる。だけれども、どういう理由だろうかというのは、そこのところはちょっと過去を調べないと。つまりこの申合せを、4分の3というのをつくるときに、どういう議論があったのかというのは記憶に薄れているので何とも言えないんですけども。

ただ、今、太田委員が言われたように、やっぱり慎重にという意味合いも含めて、確かに議決の過半数で2分の1ということで行うのか、あるいは3分の2にするのかと、確かに4分の3で

はきついというか、ちょっと整合性が取れないというのは分かるんですが、そのところはちょっと議論は必要かなというふうには思うんですね。だから、どっちかって、2分の1か3分の2かという単純なものでもないものですから、その辺。

#### ○（平口朋彦君）

分かりました。ちょっと今のお二方のご意見もありますし、この場では、②について、先ほど委員長からもお話があったように、一旦、今日の協議を踏まえて議運に行くので、議運までに今の過去の経緯とか他市町の傾向とか、そういうことも踏まえて、根底的なものがどうだったのかとか、そういったことをちょっと調べていただきつつ、議運でももんで、最終的にはここにまた戻ってくるという話なので、ここでは今は②に関しては、決しようがないのかなと思いましたので、そういうふうにさせていただきます。

続きまして、③質疑について、一問一答一括質疑とありますが、これについては5ページまで行ってほしいです。ここで、一般質問は一問一答の方式で行うことができるというものを、一般質問は一括方式または一問一答の方式でというふうにしたほうがいいんじゃないかということで、語句の追加に関してはこのままになりました。

その流れの中で、委員会もしくは連合審査のときには、一括方式しか今現在はしておりません。Bグループの中で二つのご意見がありまして、議会議員の発言権は極力担保されるべきものであるから、通告質疑や連合審査での質疑においても一問一答方式を採用されるべきだ。一問一答ができるというふうにも読み解けるので、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかというご意見。あともう一方のご意見は、あくまでも質疑に関しては議長口述や委員長口述で質疑・答弁とも簡潔に、というふうな口述をしている。一問一答にすることによって質疑が冗長になったり、長くなったり、簡潔にならないという懸念もあるのではないかという、両方のご意見がありました。

しかしながら、議員の発言権というのは非常に重いものですので、これは皆さんにお諮りをして決めたほうがいいのではないかということで、こちらに記載させていただいています。一般質問ではありません。通告質疑等ですね。連合審査の質疑においても、一問一答を認めるかどうか、皆さんにご意見をいただきたいと思えます。

太田委員。

#### ○（太田佳晴君）

一般質問で一問一答を取り入れてから、一般質問の変化というのをかなり感じられます。それは、なぜ一問一答を取り入れたかという、質問する内容について、より深く掘り下げていくという、そういうことだと思うんです。

ただ、最近の傾向を見ていると、なかなか難しいんですけど、一問一答って一つ一つの質問をして完結する。このことが分からない、それじゃあ分かりました、このことなら分かりました、本来はそうではないと思うんです。一括と本来の意味は一緒だけれども、より深くという、その部分を考えていくと、質疑というのを、本当なら、そういったことで深く掘り下げるために何回

もということ、それが本来は望ましいかもしれません。ただ、やはり一般質問と違って、時間が1時間という定められた中の議員が持っている時間じゃないし、いろんな広範囲にわたる審査・審議をしていかなければならないので、そこは委員長の裁量で、別に、基本的には3回ということだけでも、場合によったら4回、5回も、それは委員長には認められているものですから、一つの決まりをつくっておいたほうが、今までどおりでいいかなと思うんですけれども。

○（平口朋彦君）

今、太田委員からは今のような、きっちりと枠の中で質疑を展開していくということも必要ではないかというご意見がありました。

今、お話の中であったように、議長、委員長の裁量というものがありますので、答弁があまりにも十分でない場合は再質疑も可能ですし、一方で、やはり議員側も3回の中できっちり質疑を仕切るというテクニク的なものも求められるのかな、技術論的なものも求められるのかなと思います。

ほかにご意見はありますか。

名前を出してしまって申し訳ないんですけれども、大石委員は、これについては一問一答が望ましいというご発言もBグループであったので、もう一度皆さんに向けて、ちょっとその真意も込めつつ、お話をいただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○（大石和央君）

本来、現に発言権があるわけですから、制限をかけること自体が問題があるということは、それは前提としてあるんですね。

ただ、全体の議会の時間を考慮するというのも他方ではあるだろうというふうに思うんです。

ですが、そこが難しいところで、私は、まずは基本的には発言権があるんだということを自覚した上で、今、3回の質疑ということになっているんですけれども、できればそこで完結できなければ4回目も含めて、柔軟に委員長、議長が対応してくれるということであれば、今の議会のこれまでやってきた状況の中では、それでもまあいいのかなというふうには思います。

○（平口朋彦君）

今、お二方からご意見をいただきました。現状維持というわけではないんですけれども、今後も議長や委員長の進行、裁量というものをしっかりと職責を担っていただくという中で、現状どおり、質疑においては一括質疑のままにしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○（平口朋彦君）

異議なしということで、これについては、そのように決めます。

④専門部会の廃止についてということで、ご意見をいただきました。

専門部会に関しましても、これまでも多数、様々な方からご意見をいただいております。

これに関しては、全体的なものでありますので、専門部会の廃止について、全体会でご協議し

ていただければと思います。

専門部会を廃止したほうがいいのではないかというご意見というものは、今まで全協でも出ていますので、改めて廃止についての異議というものは、あえて述べませんけれども、いかがでしょうか。現在、政策立案推進部会とICT推進作業部会がごございます。主に政策立案推進部会についてのご意見だったと思うんですけれども、改めて、この専門部会について、どうすればいいのか、ご意見があれば。

大石委員。

### ○（大石和央君）

やはり議会の中で、基本的には委員会、常任委員会あるいは特別に委員会というものを設置して審議をするという、こういうスタイルが基本だと思うんですね。

この専門部会というものをつくったのは、これは、かつて私、言いましたけれども、特殊事情がありまして、この要項をつくったということになるわけですがけれども。ですので、それを引き継いだ上で、今回この専門部会があるのは、いわゆる議員の自主的な議員活動とか含めて、議会をより活性化させていこうという目的があったということで、専門部会の規定をそのまま取り入れてやってきているわけなんですけれども、そうした事情があつてそうなっているということなんですけれども、本来のところへもう一度帰りましょうということで、委員会、常任委員会、あるいは議論しなければならない特別にやる場合だったら特別委員会を設置して、それでも条例制定のことも含めて議論をしていくというようなことをしたほうがいいのではないかという、そんな形でどうでしょうかという意味で、僕は言いましたけれども。

### ○（平口朋彦君）

太田委員。

### ○（太田佳晴君）

今、大石委員が言われたように、この専門部会が立ち上がったのは本当に特殊事情がありました。それはそれとして、議会として新たな部会とした中で活動を始めるということで、それを使って政策立案推進部会も大石議員が議運の委員長のとときに相談してやったものです。ただ、そのやり方について、やはり問題の指摘があり、こういうようなことになったと思います。

専門部会を廃止するのは構わないと思います。構わないけれども、議会の活動が後退するような形の廃止には、ぜひしてもらいたくないし、廃止する場合は、はっきりと、今後、牧之原市議会とすると、政策立案にしても、ほかのものについても、こういう形で進めていくのだという強いものを、しっかりつくってから廃止ということをね。ただ廃止だけじゃなくて、お願いしたいなど、そんなふうに思います。

### ○（平口朋彦君）

ほかにご意見はございますか。

一つは、専門部会ができた特殊な事情というのは、いろいろお聞きはしているんですけれども、政策立案推進部会に関しては、私、任期中にできたものなのでよく分かっているんですけれども、

やはり会派がないというところが一つの問題点で、苦肉の策で政策立案推進部会をつくったというのは実情じゃないかなと思います。

会派があれば、志を同じくした政策的なものも同じ方向を向いた人たちでつくれるんですけども、それがなければ、委員会というものでくぐられちゃうと、全く違う考え方をを持った人でも歩調を合わせないといけない。結果として何も生み出せないんじゃないかというところの事情もあったと思うんですね。そういうことも含めて、議会が持つ政策立案機能の権能を向上させるために必要なものというのは何だろうということを考えたときに、専門部会は本来的ではないし、すぐわないということであれば、次回の改選後にそういったものをつくるということの一つ、ここで確認しつつ専門部会を廃止するという形はいかがでしょうか。一つこれは提案なんですけど。

植田委員。

#### ○（植田博巳君）

今お話ししている内容で、あらかたいいのかなとは思いますが、基本的には二つの常任委員会があって、そこで所管の協議をやっているわけで、あくまでも常任委員会に付随したというのか、常任委員会から出た形で特別委員会とかそういった中で協議されるほうがいいのかなと。ですから、一旦、今の部会を廃止して、そして新たな今の形の政策とか条例制定とかをするような、ちゃんとした方針を、もう一度、再構築。今、副委員長が言ったように、再構築することが必要なのかなというふうに思いますけれどもね。

#### ○（平口朋彦君）

大石委員。

#### ○（大石和央君）

そういうことでいいと思うんですけども、あと1点、そもそも部会というものをつくったというのは、今期、やはり政務活動費がない、それぞれ議員のレベルもアップしていこうというような状況の中で、スキルをどう高めるかという、やっぱりいろんな調査をしながら、勉強もしながらやっていくということで、それが自由に使えるものがないわけですよ、政務活動費という形で。そういう中で、何とかやれないかというところで考えたというのが、もう一つの理由だというふうに思うんですけども。ですので、次はやはり、ここの政務活動費を合わせて、議員のスキルをどういうふうにアップしていくのかということも含めて、議論をしてもらえればというふうに思うんですけどもね。

#### ○（平口朋彦君）

ありがとうございます。

今、ご意見があったように、議会として本来的な形にする必要がある。その中で、専門部会ではなくて、もっとしっかりと整合性の取れたものを目指すべく、言葉としてこれが適切かどうかは分からないんですけども、今回の専門部会に関しては発展的解消ということで、あくまでも議会が後ろ向きにならないように、政策立案の機能というものは、これからも向上させられるよ

うに発展的解消を、一旦はこの任期中に解消して、次の改選後に政策立案推進部会に代わる、もっとしっかりしたものをつくるということをお場で確認して、専門部会は廃止ということによるのでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○（平口朋彦君）

異議なしということで声が出ましたので、専門部会は今任期中いっばいで廃止ということにしたいと思います。

⑤議員互助会基準等についてです。

前回もお話をしましたが、現在、議員互助会は、主に、お悔やみがあったときのみになっております。今後、議員に若い方々が積極的になっていただける形になろうかと思っております。そういう方にしてみれば、まだご結婚されていない方、ご出産されていない方というものがあるかと思っております。議員互助会基準に婚姻と出産を入れてはという意見なんですけれども、皆さん、どうでしょうか。これを入れる必要はないんじゃないかというご意見が、もし、まずあれば。

太田委員。

○（太田佳晴君）

世の中の今、流れとして、やはり男女同権というのも当てはまるかは分からないですけれども、どのような世代の人たちが議員になっても対応できるというのは、やっぱりスタンダードとして備えるべきだと思います。というのは、この間、菊川の市議会選挙でも非常に若い女性の方が入られた。だからこういう婚姻、出産というのも当然、可能性のあることなので、可能性として別に定めておいて重荷になるものでもないし、それは対応力をより広げるという意味でやっておいてもいいと私は思います。

○（平口朋彦君）

今のようなご意見が出ました。これに関して、あまり反対意見も出ないかなと思います。

ただ、問題は、これ議員皆さんから提出しているもので、お渡しするものですから、額の問題があるんですね。この額についても近隣の情報も調べていただいて、Bグループの中では1万円相当が妥当ではないかというふうにありました。ただ、これは本当にお金の問題なので、全体で決めないといけないということで宿題にさせていただきました。婚姻や出産があった際に、議員互助会費から1万円相当を送るということで、額についてご意見がございましたらよろしく願います。よろしいでしょうか。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○（平口朋彦君）

ご異議はないようですので、婚姻、出産の際には互助会費から1万円ということで、この場では決めさせていただきたいと思います。

最後になります。次、⑥連合審査会の開始時間について。これに関しては、単純な話です。議場で行っているためにベルを鳴らして9時開始というふうにはしていますが、本来であれば連合審

査会は委員会ですので、本日も言いましたが、皆さんそろったところで連合審査会を始めて、時間というものは大事にしたほうがいいんじゃないかというご意見でした。

これについて、どうでしょうか。議場でやるから恭しく開始時間を守れというご意見があるかどうかなんですけれども。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

#### ○（平口朋彦君）

皆さんそろって、もちろん当局もですけれどもね。全員がそろったというふうに委員長が判断した場合は開始時間を定刻前でも始めるということでさせていただきたいと思います。

あと、こちらにはないんですけれども、⑦として、事務局のほうで調べていただいたんですけれども、申合せで直したところで、議事堂という言い方をしないから議場にしましょうというふうに申合せのほうでは直してあります。ただ、会議規則のほうにも議事堂という言葉が使われているということが分かりまして、そこが一方は議事堂で、一方は議場というわけにはいかないの、直すんだったら会議規則のほうも議場にする、会議規則に則したものにするのであれば、申合せ事項も議事堂のままにしておくということなんですけれども、どうでしょう。会議規則のほうに合わせて今回は訂正を行わないか、もしくは会議規則も議場にしてしまうか、いかがでしょうか。

良知委員。

#### ○（良知義廣君）

議事堂と議場というのは、おのずといろんな違いがあって、意味も違う。そして、どこのグループでも会議規則の関係で、議場にするか議事堂にするかという部分で話をしましたけれども、要は、議事堂はあそこの議事堂だけなんですよ。議場というのは、ここも議場に含まれている。いわゆる常任委員会であるとか、そういったものが開かれる場所であるという部分では、私は議場というよりも議事堂という名称のほうが適しているのかなというふうに思っていますけれども。

#### ○（平口朋彦君）

今、良知委員からご指摘というか、Aグループでもいろいろ考えてくださっていた部分もあったと思います。議事堂という名前があそこに掲示されていないので、ちょっと違和感があるんですけれども、確かにどこでも議場になり得るという意味でいえば、あそこを議事堂というふうな捉え方をするというのもありなのかなと。恐らく全国市議会の標準会議規則には議事堂という言葉が使われていて、それをそのまま使っているんじゃない。

事務局係長。

#### ○事務局係長（大塚康裕君）

今、申合せの4の参集のところをおっしゃっているということですね。これは先ほど良知委員もおっしゃったんですけれども、例えば、会議の参集をいうんだったら議事堂だと思うんですけれども、出席であれば議席じゃないんですかね。これ議場に着席って、普通は議席に着席だと思うんですけれども、これどちらをいっているのか、3分前に着席することをいうのであれば、会

議の出席は定刻3分前に議席に着席でし、参集をいいたいのでしたら議事堂、3分前がいのかどうかは分かりませんが、議事堂に参集をして出退掲示板を押すことによって、議長がそれを出席にしたということを認めることとなりますので、どちらをいつているのか、直したいのかということによって変わってくると思うんですが。議場と議事堂の違いは良知委員がおっしゃったとおりなんですけど、この4の参集は何をいいたいのかということによって変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

**○（平口朋彦君）**

ということで、これは、あくまでも語句の問題ですし、本質的なものに関わることではないので会議規則も絡むということで、今回は現状維持という形で議事堂というもののまま、いかせていただきます。また見直しを不断の見直しをしていく中で検討していけばいいと思いますので。

是が非でも議場にしたいほうがいいというご意見があるのであればなんですけれども、ご意見があまり出ないので、意見として一つあただけなので、議事堂のままでよろしいかと思ひます。このまま議運に諮るといふ形を取らせていただきたいと思ひます。

〔「異議なし」といふ者あり〕

**○（平口朋彦君）**

以上で10ページに掲げていますBグループから皆様への全体会に諮っていただきたい協議事項は終わりました。

これ以外に、皆さんが事前に配付させていただいて、気になるところとか、協議したほうがいいんじゃないかというご指摘のポイントがありましたら、挙手にてご意見いただければと思ひます。よろしいですか。あとはBグループが赤字にて修正させていただいたものでいかせていただけるということによろしいでしょうか。結構多いんですけども、改定案というもので11ページ目からありまして、皆さん目を通していただいたと思ひますので、ご意見がなければ、今の①から⑦を踏まえて訂正したものを、今度はBグループから議運にということによさせていただきます。

〔「異議なし」といふ者あり〕

**○（平口朋彦君）**

ありがとうございます。Bグループは以上にします。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

Bグループ、ありがとうございます。

続きまして、Cグループのほうを村田班長のほうからお願いいたします。

村田委員、お願いします。

**○（村田博英君）**

それでは、Cグループの資料をお開きください。全体資料の左側に8月12日という資料があります。そのほうが見やすくやっておりますので、それを参照してください。分かりますでしょうか。全体資料の左側に8月12日というのがありますが、それを見ていただきたいと思ひます。

ごめんなさいね、資料2-1というものなんですけど、ごめんなさい、ちょっと言い方間違えた。

Cグループ資料、8月23日議会改革特別委員会という資料がありますが、それを見てください。資料2です。いいですか。

この間の発表の際に、ご指摘があったところを審議いたしました。その結果を含めて関係の条例をちょっと変えなければならないので、そこを説明いたします。

それでは、第5条を見てください。3ページですね。第5条、第2号において審議という語句を審査に変更しました。これは、審議とは、議会の本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程を指す用語でありまして、審査とは、委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議など、特定の事件について議論し、一応の結論を出す一連の過程を指す用語であることから審査に変更したものでございます。

それから第6条についてですが、第3号において前回の全体会で委員の任期について、議長に報告して任期満了になってしまうと委員以外の議員からの質疑を行う場がないのではないかとというご質問がございまして、議員からの質疑に回答するまでを任期としたらどうかと指摘があったことから、「議長に報告する日まで」という任期を、「全議員に報告する日まで」に変更いたしました。

それから現行の第11条をご覧ください。現行の第11条、改正案の第10条についてです。第6条において、委員の任期を「全議員に報告する日まで」と変更したことに伴い、委員以外の議員への報告をし、かつ質疑を受ける場を設定するという意味も含めて、「議員全員協議会において」という文言を加えました。これにより、議長へ報告した後、議員全員協議会で全議員に報告をして質疑を受けるところまで対応したところで委員の任期は満了となります。

以上が、前回、ご指摘がありまして、審議をいたしましたところでございます。以上です。

#### ○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

今のCグループの班長さんのほうからのお話ですけれども、何かご意見があったらお願いいたします。

太田委員。

#### ○（太田佳晴君）

全体でいいですよ。

一つ目ですけれども、1ページ、第2条ですけれども、現行だと（1）に市民全体の奉仕者ということで、これ市民全体の奉仕者というのは議員の絶対的な立場だと思うんですけれども、この奉仕者というのが取っちゃってあるんですよ。市民全体の代表者という表現に変えてあるんですけど、これ代表者と奉仕者というのは、全く意味合いが違うんですけれども、これはどのような理由からこういう文言にしたのでしょうか。

#### ○（村田博英君）

これは、第2条の改定前は、議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない、ということで五つを挙げてありますが、この中に、これは非常に抽象的であるということで、具体的

にこれをしたものですから、1から4までと、プラス発言またはSNS情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うことということを加えて、この中のものということで、それで第2条の表題としまして、ここが問題ではなくて、具体的にしなければいけないということが、この間、そういうことに審議がありましたので、そういう意味で、1から5に掲げるということを中心といたしました。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

具体的に定めたというのは分かるんですけども、市民全体の奉仕者というのは、これで全てを言っているんですよ。一番大事な言葉だと思うんです、この市民全体の奉仕者というのは。社会全体のために尽くす人のことを指しているし、公務員自体が市民全体の奉仕者という一番大事な、それ以上の議員というのは、やっぱり責任を持ってやらなければならないという、これをわざわざ取っちゃって、市民全体の代表者って変えてあると、非常に、この倫理規定の格が落ちるというか、そんな印象を持つんですけどもどうでしょうか。

**○（村田博英君）**

では、そういう提案がございましたので、再度、検討をするようにいたします。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

それでは、その市民全体の奉仕者というのは、もう一度、検討をお願いしたいと思います。

それと5ページの改正案の第13条ですけど、新たに、議長職務の代行というのが入っておりますけれども、これについて。この中に書いてある一番最後の、この訓令に規定する議長の職務。この訓令に規定する議長の職務というのは、何を指すのでしょうか。

**○（村田博英君）**

それこそ、現行の訓令に対しての訓令ですね。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

この訓令というのは、この倫理規定のことを指していますよね。この倫理規定の中で出てくる議長職のことを言っていると思うんですけどもね。ですから、この訓令で、例えば、議長に報告をすとかありますよね。その職務のことを言っていると思いますけれどもね。ただ、ここでは、なぜかという、議長とか副議長がそれぞれ、分かっていると思うんですけども、この倫理規定の対象となった場合については、それ以外の方々が、この訓令に規定する議長の職も行うということなんですけれどもね。ですから、今言ったこの訓令に規定する議長の職務というのは、この倫理規定の中でいう議長の職務ということだと思います。

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

分かりました。ただ、議長の職務権限って、もっと大きなところでちゃんと認められているので、ここで、あえて議長の職務を行うという、簡単に議長の職務をどこかに代行するようなことを定めていいのかなと、すごく疑問を感じるんですけども。

**○（村田博英君）**

載せるかどうかという議論もあったのですが、議長が審査の対象になった、もし万が一なったときは、こういう何もないということでは、まずいんじゃないかということで、こういう条例を第13条に載せたという経緯でございます。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

今の、この訓令による議長の職務というところは、ちょっと不明瞭な点もありますので、少しその辺もさっきの点と踏まえて、ちょっと検討をもう一回、Cグループでしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

**○（村田博英君）**

良知委員。

**○（良知義廣君）**

いわゆる、議長が問題がなしということにはならない場合もあるので、この規定を入れるか入れないかは、そのグループで再検討していただければいいと。

皆さんもご承知のように、実体験をしたと思うんですよ。この政治倫理規定の中に、なぜ一語を除いたかと、そこら辺も踏まえて考えていただきたい。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

班長さん、いいですか。ここを入れるかどうかという規定を議論した経緯があります。そういう議長とか副議長が対象になるという可能性も少しでもあるということを考えれば、この規定は入れておいたほうがいいんじゃないということで入れさせてもらったという経緯がございますけれども、また少し検討をさせてもらいたいというふうに。村田委員、いいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○（村田博英君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

現行の第11条、改正案の第10条、5ページですね。これについて、少しお聞かせください。

現行は、議会本会議に報告するになっています、改正案は議員全員協議会において報告するという事になっています。いろいろご協議いただいてこういうふうになったとは思いますが、一方で世間を揺るがすような、例えば、飲酒運転を繰り返したりとか、非常にあってはならないような事件を議会人が民間人に対して起こしちゃったときって、恐らく市民からの注目度って高いと思うんですよ。それで、議会はこれについてどうしたんだというふうに言われたときに、議員全員協議会の場ではなくて議会本会議の場のほうが、そぐう場合もあると思うんですけども、そういうことも踏まえて、あえて議員全員協議会にしたということだとは思いますが

けれども、その辺の協議はどういった流れだったのかお聞かせいただければと思います。

**○（村田博英君）**

第10条については、指摘されたとおり、やっぱりそのまま報告しっ放しでは、まずいだらうということで、第10条と第11条を改めてつくったわけですが、刑事事件を起こしたときの倫理委員会の対応というまでには話は及ばなかったんです。それは刑事事件は刑事事件で警察で処罰されます。

この間もありましたけれども、静岡の市議会議員が選挙の前に交通違反で捕まって、それで選挙をやったら当選しちゃったと。それで、その賠償金やらあれを報酬から差し押さえられたということで、それがそのまま、まだ議員をやっているということに対してどうするんだ議会はということがありましたけれども。あれぐらいになりますと、本人はどうされるのかは、ちょっとまだ聞いてはいませんが、これは倫理委員会の範疇を超えてやらなければならないんだらうというふうには思います。

それも含めて、もう一回検討してくれということであれば、これ何か、そういう形で載せなければならないかなというふうには思いますけれどもね。

**○（平口朋彦君）**

例えば、政治倫理委員会に似たもので懲罰委員会ってあるんですけど、懲罰委員会というのは、本会議と委員会のみで、しかも、そのときの発言とか行動とか、要は議員としての公職についての懲罰しかできないんですよ。それでも、この政治倫理規定にあるように、やはり公人として、市民の代表として遵守しないといけないものを、破ってしまったときに、やはり、これが立ち上がって、それなりの是正措置をするということを思うと、やっぱり市民向けにある程度、もうちょっとオープンにしたところで報告したほうがいいのかないかなというふうに思ったので、その辺のすみ分けということで聞きました。

要するに、これの範疇を超えているものに関しては、辞職決議とか、そういうものがあったりするから、あくまでも、この範疇の中に入っているものは議員全員協議会でいいんじゃないかという判断をされたということですね。

分かりました。

**○（村田博英君）**

議員の5人以上の申請により、受理するかしないかを、倫理規定自体がそういうことになっているので、その申請がない以上はできないんです。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

第6条ですけれども、委員会の組織について、前半までは事前に委員を組織していたんですけども、今回の改正案で解散請求があったときということになったんですよ。そうすると、ちょっと恣意的に、その時々で委員の人選をするような可能性が出ちゃうんじゃないかなと。恣意

的に。そんな可能性もどうかとを感じるんですけども、あえて、なぜこのような形を取ったのでしょうか。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

その理由なんですけれども、以前の規定で行いますと、委員が対象者あるいは請求人になってしまう可能性もあったわけですね。そういう今までも実際的に、請求人とか、本人が委員になってしまう可能性がある、審査をするに当たって不公平が生じるということもあって、実際の委員会の委員については、そうした請求人とか該当する議員が、そこに委員にならないような形にしたいという意味合いで、こういう規定に改めたというところでございます。

**○（良知義廣君）**

今、委員長が、私が説明したとおりであろうかと思えます。簡単に言えば関係ない人がその事象に応じて委員になって、公平に、公正に審議をすればいいと。どうしても色のついた人が中に入っていれば、その色を誇張する形になりますから、決していいことではないと。簡単に言えばそういうことだと思いますよ。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

そういうことで、この規定を設けました。

**○（村田博英君）**

恣意的にならないようにしなければならない。特にそこは今回の改正案のポイントでございます。東京裁判にならないような私が何度も申しましたけども、5人にメンバーは、そういうことにしております。

以上です。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

こういう場合のケースもちょっと検討してくださっていると思うんですけど、例えば、5人で自動立ち上がりですね。5人で自動立ち上がりで、少なくとも5人は問題あると思って、恐らく連署してされると思うんですけど、その方以外のうちで言うと11人ですね。その方以外は、問題ないんじゃないかというふうに、例えばですよ、これはそこまで問題視するまでもないよと不問に付したほうがいいよという方が11人いたら、6名を選ぶといっても、そこで11人からあとの6人を選んじゃうと、不問になるのが決定ですね。逆に言うと、協議するまでもないのかなというふうになっちゃうんですね。色がついている委員は、まずいよというのはすごく分かるんですよ。逆に言うと、でも反対側の色がついている人ばかりになる可能性もあると思うんですよ。その辺はどうなんだろうなど。

**○（村田博英君）**

メンバーを決めるのは、議長が決めるわけです。それで、それを全協で報告して審議を、まず、その人たちを受理するかしないかを検討するということですので、これはあくまでも、あの人は

問題ないという仲間が、これを選ぶと、そのメンバーになってしまわないようにしなければならないということなんです、逆に言うと。本当に太田委員が言ったように恣意的にならないようにやらなければいけない、それを心がけてやらなければいけないです。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

委員の皆さんが、こういう形で素案をつくってもらったものですから、これはこれでいいんですけども、ちょっと感じるのは、私が前半、議長をやらせてもらったときの件についてということが、非常に気になって、こういった形になっている部分があるのかなと感じるんです。ただ、それはそれとして、これから不便が生じないような、しっかりした文案を、そのときだけのことじゃなくて、ずっと続いて不備が生じないようなものにしておいてもらえれば結構だと思います。以上です。

**○（村田博英君）**

そのとおりだと思います。私もあんなような状態をつくってはいけないと思うんです、議会がね。それは少なからずとも、私も反省をしておりますが、その上に立って、これを倫理委員会規定をきちっとやろうということでございます。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

今、班長からお話があったとおりですけども、ほかにありますか。よろしいですか。

**○（太田佳晴君）**

ちょっといいですか。Bグループのときに、いつものものをやっていたので、うっかりしちゃったんですけども、今度、一般質問の1日の数というのを変えたものが書いてありますよね。ここに、今まで6人というのを5人にするという。それを書いてあったんですけど、これについて改正案。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

前回、説明したかなと思うんですけども、今まで一般質問、1日目は6人だったんですよね。それを5人までは1日間です。それで、6人以上は2日目は4人、2人にするという、これでお示しをして、ご意見があるかなと思ったんですけども、ご意見がなかったの。

**○（太田佳晴君）**

それを聞こうと思ってね、いい。

今回、1日の上限を6人から5人ということなんですけれども、これは以前、たしか7人を6人にしたという経緯があると思うんです、数年前にね。それで今回、あえて5人にしたその理由というのはどのようなことから。そこを確認したいと思います。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

平口委員。

○（平口朋彦君）

あくまでも、これのほうがいいのではないかという。すみません、答弁としてはちょっと幼稚ですね。結局、1日目のマックスを6人にして、例えば7人だと6人、1人になっちゃいますよね。次の日が1人になっちゃいますよね。今までそうだったと思うんです。

5人だっけ。何で5人にしたんだっけ。あれか。すみません、6人では、えらいという話になったんだよね。そうですね。

○（大石和央君）

60分ずつ使った場合に大変でしょうという話なんですよ。今の状況の中で、コロナ禍だから、やっぱり1人やったら時間を空けるということを考えれば、6人では5時には終わらないじゃないかということなんです。

○（平口朋彦君）

ごめんなさい、そういうふうにBグループでは検討しました。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

確認していたら、何か不都合があったのかなということを確認しようとしたんですけれども、今、理由を聞いて、大変だからというのは、ちょっと理由として、やっぱり議員って、もし5時過ぎても、当然、しっかりやることはやらなければいけないし、今、コロナ禍というのは、これは本当に特殊事情ですから、この特殊事情の中では対応は議運のほうで変更してやってもらえばいいとは思いますが、6人で、私自身は不便を感じていなかったものですから、その理由を聞きたいんですけれども、大変だからというのはちょっと理由にならないかなと思います。

○（大石和央君）

そういう意味ではなくて、大変ということではなくて、やはり一応、規定は5時までなので、そういうことを考えれば6人よりも5人のほうが、今のコロナはやっぱり今後、どこで収束するのか分からない中で今決めるんだから、そういった意味では、時間的余裕、1人やったら休憩を取るといようなペースでやったほうがよかろうと、今もやっているから、そういった意味での人数配分ということと、3日間あるんですね。3日間を配分するとやっぱり5人で、3かける5の15人と、議長はちょっと抜けるけれども。そういう配分でやったほうが全体的なバランスから見ても、いいのではないかという意味なんですよ。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

当然、3日間ずっと予定を取って、なるべく質問者は多いほうがいいんですけれども、今までかつて3日間やったということは、ちょっと記憶にないんですけれども、私は全然、7人から6

人にして、今の6人というのがそんなに不都合を感じていないです。というのは、例えば、前半9時から12時までの3時間で、それで午後は1時から5時という4時間ですよ。だから十分に3人、3人で収まるんじゃないかなと思う、5時内にね。

それで問題は、やはり一般質問を1日やるということは、どうしてもやっぱり当局側の拘束というのも配慮し、議員も当然、議員は会期中なので、そこに当然いるんですけども、そんなに不都合の理由が妥当性がないというふうに感じるものですから、なぜ、あえて5人にする必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

すみません、大変だっって言っちゃったもので、そういう言葉も出たというぐらいにちょっととどめておいてほしいんですけども。やはり、皆さんで協議をしていく中で、よりよい形で一般質問が展開されるという部分がいいんじゃないかと。それで当局のお話もありましたし、今、15人が登壇できるという可能性としてはあることを考えれば、5人、5人、5人というところも一つ方法としては、手法としてはありなんじゃないかな。

それで、ここでは全然出てきていない話なんですけれども、どこにもうたっていないんですけども、今はコロナ禍で1時間ごと、1人ごとに休憩を取っていますよね。暫時休憩。これだけで議長の裁量で、いかようにもできると思うんですけども、やはり人間なので生理現象とかもありますよね。それを思うと、個人的にはですよ、個人的には2時間ぶっ通し、生理現象を我慢するような、コロナの前みたいに2時間そのままやるよりは、今後1時間ずつ休憩を取ってもらったほうがいいなと個人的には思っているんですよ。そういうことも思えば5人でやっていくというのも一つ手かなと。

ちょっとこれ議題じゃないですけども、皆さん、コロナが収まったらまた2時間に戻るのってどうですかね。ちょっと2時間はつらいなとって個人的には、冬になると寒くなっていくので近くなるのはつらいなという思いがあったりもします。すみません、これは別件の。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

ここでやり取りしてもあれですから、また一旦、議運へ戻って、こちらというなので、またいろんな角度から検討していただければと思います。

以上です。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

ほかに。

藤野委員。

**○（藤野 守君）**

今までの実績から言うと、考えにくいんですけども、5人、5人、5人で15人ですよ。これ、議長がもし一般質問に参加すると16人ですよ。その場合、これだと対応できなくなるおそれがあるんですけど、あまり考えられなくても16人が全員がするというのをに入れておいたほうがよくないですかね。

副議長が議長席に座って、議長が一般質問をやるということもあるという、そういうところもあるということを知っているんですけども、これだと最高15人になっているんですけども、その辺はどうかなと思ったものですから。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

我が市だと、慣例的に議長、あと監査委員は登壇しないという慣例があるんですけども、それだってきっちり決まったものでもないですし、明文化もされていないんですよ。ご指摘があったように、掛川市なんかは、午前と午後で議長席、一般質問の進行を午前と午後で、議長・副議長で分けているんですよ。午後からは副議長がやっていたりと。そういうことを思えば、議長が登壇する可能性がある。そうすると、16人マックスになったときに、これは対応できないというご指摘は当然だと思います。それはちょっと議運を含めて、今のご指摘に対応できるような形を模索したいと思います。

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

**3 その他**

**○議会改革特別委員長（大井俊彦君）**

それでは、今、BグループあるいはCグループで協議をされました。この辺も踏まえながら、今後、議運に諮らせていただいて、そこで議運としての協議をしていただいて、再度、特別委員会へ戻していただくというような段取りでいきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

本日は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔午前 11時30分 閉会〕